

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>10—10 法第10条第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10—25までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 規則第7条第1項第14号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」 規則第7条第2項第3号に掲げる書類(次の(4)のイからタまでに掲げる書類を含む。)のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨(児童の母である旨)の記載があるもの</p> <p>(4) 規則第7条第2項各号に掲げる「障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類」(以下(4)において「住民票の写し等」という。)</p> <p>(注)1 「住民票の写し等」は、身体障害者手帳等に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合に必要となるものであることに留意する。</p> <p>2 「住民票の写し等」の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができる」とされているときは、「住民票の写し等」には当該旧様式を含むものとする。</p> <p>イ <u>国民健康保険高齢受給者証</u> (国民健康保険法施行規則 様式第1号の4、様式第1号の5)</p> <p>ロ <u>国民健康保険の退職被保険者に係る被保険者証</u> (国民健康保険法施行規則 様式第7号)</p> <p>ハ <u>国民健康保険特別療養証明書</u> (国民健康保険法施行規則 様式第2)</p> <p>ニ <u>健康保険特例退職被保険者証</u> (健康保険法施行規則 様式第9号(3)(4))</p>	<p>法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>10—10 法第10条第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10—25までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1)～(2) 同左</p> <p>(3) 規則第7条第1項第14号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」 規則第7条第2項第3号に掲げる書類(次の(4)のイからソまでに掲げる書類を含む。)のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨(児童の母である旨)の記載があるもの</p> <p>(4) 規則第7条第2項各号に掲げる「障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類」(以下(4)において「住民票の写し等」という。)</p> <p>(注)1 「住民票の写し等」は、身体障害者手帳等に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合に必要となるものであることに留意する。</p> <p>2 「住民票の写し等」の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができる」とされているときは、「住民票の写し等」には当該旧様式を含むものとする。</p> <p>イ <u>国民健康保険退職被保険者証</u> (国民健康保険法施行規則 様式第1の2)</p> <p>ロ <u>国民健康保険特別療養証明書</u> (国民健康保険法施行規則 様式第2)</p> <p>ハ <u>健康保険特例退職被保険者証</u> (健康保険法施行規則 様式第9号(3)(4))</p>

ホ 健康保険高齢受給者証  
(健康保険法施行規則 様式第10号)

ヘ 健康保険特別療養証明書  
(健康保険法施行規則 様式第12号)

ト 健康保険被保険者受給資格者票  
(健康保険法施行規則 様式第16号)

(削除)

チ 船員保険高齢者受給者証  
(船員保険法施行規則 様式第2号)

リ 共済組合組合員被扶養者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号)

(削除)

ヌ 共済組合高齢受給者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の3)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第20号)

ル 共済組合特別療養証明書  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の2)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第23号)

ヲ 共済組合船員組合員被扶養者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号)

(削除)

ヾ 共済組合任意継続組合員証  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号)

カ 共済組合任意継続組合員被扶養者証  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の2)

ク 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書  
(日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号)

タ 自衛官診療証  
(防衛省職員療養及び補償実施規則 別紙様式第12)

三 健康保険高齢受給者証  
(健康保険法施行規則 様式第10号)

ホ 健康保険特別療養証明書  
(健康保険法施行規則 様式第12号)

ヘ 健康保険被保険者受給資格者票  
(健康保険法施行規則 様式第16号)

ト 船員保険被扶養者証  
(船員保険法施行規則 様式第5号)

チ 船員保険高齢受給者証  
(船員保険法施行規則 様式第6号)

リ 共済組合遠隔地被扶養者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号)

ヌ 組合員被扶養者証  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号)

ル 共済組合高齢受給者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の3)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第20号)

ヲ 共済組合特別療養証明書  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の2)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第23号)

ヾ 共済組合船員被扶養者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号)

カ 共済組合船員組合員被扶養者証  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号)

ク 共済組合任意継続組合員証  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号)

タ 任意継続組合員被扶養者証  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の2)

レ 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書  
(日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号)

ソ 自衛官診療証  
(防衛省職員療養及び補償実施規則 様式別紙第10)

レ 規則第7条第2項第3号に掲げる書類(上記イからタまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)

ロ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書  
(老齢福祉年金支給規則 様式第4号)

ヲ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第7条第2項第3号に規定する後期高齢者医療の被保険者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証

ネ 規則第7条第1項第17号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類

#### 法第36条((収入金額)関係)

##### [給与等とされる経済的利益の評価]

###### (利息相当額の評価)

36—49 使用者が役員又は使用人に貸し付けた金銭の利息相当額については、当該金銭が使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかな場合には、その借入金の利率により、その他の場合には、貸付けを行った日の属する年の租税特別措置法第93条第2項((利子税の割合の特例))に規定する特例基準割合による利率により評価する。

#### 附 則

##### (経過的取扱い)

この法令解釈通達による改正後の36—49の取扱いについては、平成26年1月1日以後適用する。

ヅ 規則第7条第2項第3号に掲げる書類(上記イからソまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)

ネ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書  
(老齢福祉年金支給規則 様式第4号)

ナ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第7条第2項第3号に規定する後期高齢者医療の被保険者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証

ラ 規則第7条第1項第17号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類

#### 法第36条((収入金額)関係)

##### [給与等とされる経済的利益の評価]

###### (利息相当額の評価)

36—49 使用者が役員又は使用人に貸し付けた金銭の利息相当額については、当該金銭が使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかな場合には、その借入金の利率により、その他の場合には、貸付けを行った日の属する年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の利率を加算した利率(その利率に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)により評価する。